



# 長野県報

12月1日(木)  
令和4年  
(2022年)  
第361号

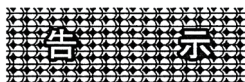
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課).....	1
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(2件) (産業立地・IT振興課).....	2
長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正(信州の木活用課).....	3
公共測量の実施(4件)(建設政策課).....	3
景観計画の変更及び関係図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	5

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	6
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課).....	17
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課).....	17
保安林の皆伐面積の限度(森林づくり推進課).....	17
随意契約の相手方の決定(建設政策課技術管理室).....	19
建築士法の規定による処分(2件)(建築住宅課).....	19
総合評価一般競争入札(医療政策課).....	20



### 長野県告示第590号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部守一

#### 1 起業者の名称

安曇野市

#### 2 事業の種類

三郷東部認定こども園建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

長野県安曇野市三郷明盛地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

三郷東部認定こども園建設事業(以下「本件事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に掲げる保育所に関する事業であり、法第3条第23号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本件事業に伴う農業用水路付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、いずれも法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である安曇野市は、本件事業及び関連事業について必要な財源措置を講じ、本件事業を既に開始していることから、本件

事業及び関連事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

三郷東部認定こども園は、就学前の子どもに教育、保育等の総合的なサービスを提供することを目的として、安曇野市南部の梓川左岸に設置されており、令和4年4月1日現在140人が在園している。しかしながら、現園舎は、昭和53年築の建物であるため、現在の耐震基準を満たさない状況にある。また、県道から現園舎への進入路は、幅員4.2メートルと狭あいであり、登降園時の車両の往来が危険な状態となっている。

また、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、乳幼児保育、長時間保育、障がい児保育、一時預かり保育など多様なニーズに配慮した保育サービスの充実が求められているところ、狭あい化及び老朽化した現園舎ではこれらのニーズに対応することが困難となっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、現園舎の移転、整備を図るものである。

本件事業の施行により、園舎の耐震性が向上し、利用者の安全が確保されるとともに、十分な進入路の確保により、車両の往来の危険が解消される。また、3歳未満児保育室の充実や現園舎にはない保育相談室等を確保することで、多様な保育ニーズに対応することができる。

なお、関連事業については、本件事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業及び関連事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、三郷東部認定こども園は、現園舎が現在の耐震基準を満たしていないこと、現園舎への進入路が狭あい、登降園時の車両の往来に危険が伴うことなど、利用者の安全の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業及び関連事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業及び関連事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安曇野市役所総務部財産管理課

総合政策課

長野県告示第591号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部 守一

小諸市大字滋野甲字西ノ平2470番3、2470番5、2470番6、2470番7、2473番、2475番、2496番2、2498番、2499番、2503番1、2506番、2507番1、2507番2、2509番3及び2507番1地先

産業立地・IT振興課

長野県告示第592号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部守一

上伊那郡飯島町七久保1445番3

産業立地・IT振興課

長野県告示第593号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長野県告示第542号）の一部を次のように改正し、令和4年度の貸付けから適用します。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部守一

第2条第2項の表中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第10条第1項」を「第17条第1項」に、「第12条」を「第19条」に、

(10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)	を
(10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)	
(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)	に改め、同条第3項

中「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「及び(8)」を「から(11)まで((9)から(11)までに掲げる場合にあつては、償還期間に限る。）」に改め、「(同表の(9)に掲げる場合にあつては、据置期間に限る。）」を削る。

信州の木活用課

長野県告示第594号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量
- 2 作業期間  
令和4年11月14日から令和5年1月20日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡小谷村

建設政策課

#### 長野県告示第595号

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 3級基準点測量
- 2 作業期間  
令和4年11月2日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

#### 長野県告示第596号

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 細部測量
- 2 作業期間  
令和4年11月5日から令和5年1月30日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

#### 長野県告示第597号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間  
令和4年11月15日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域  
中野市

建設政策課

長野県告示第598号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり変更しました。当該景観計画の関係図書は、令和4年12月31日まで公衆の縦覧に供します。

令和4年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 景観計画の名称  
国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
- 2 景観計画を変更する内容  
国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の区域から白馬村の区域を除く。
- 3 景観計画を変更する理由  
白馬村が景観法第7条第1項に規定する景観行政団体に移行したため。
- 4 効力の発生する日  
令和5年1月1日
- 5 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野県大町建設事務所整備・建築課

都市・まちづくり課